

租税特別措置法の新旧対照表

租税特別措置法が、平成 23 年 6 月 30 日法律第 82 号「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」で一部改正になり、詳細調査士六法の掲載条文が下表のとおり改正になっていますので、ご承知おきのほどお願い申し上げます（改正前の条文は追録を参照下さい）。

（平成 23 年 7 月 1 日現在）

改 正 後	改 正 前
（住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減） 第七十二条の二 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に住宅用の家屋で政令で定めるもの（以下第七十五条までにおいて「住宅用家屋」という。）を新築し、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。	（住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減） 第七十二条の二 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に住宅用の家屋で政令で定めるもの（以下第七十四条までにおいて「住宅用家屋」という。）を新築し、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。
（住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減） 第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。次条第二項において同じ。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条第二項及び第七十五条において同じ。）に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。	（住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減） 第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。次条第二項において同じ。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条第二項及び第七十四条において同じ。）に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。
（特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減） 第七十四条 ※七十三条の二を繰下げ	（特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減） 第七十三条の二 （略）
（住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記	（住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記

の税率の軽減)

第七十五条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に住宅用家屋の新築（当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合における当該増築を含む。以下この条において同じ。）をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築又は取得（以下この条において「住宅用家屋の新築等」という。）をするための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われるとき又は対価の支払が賦払の方法により行われるときは、その貸付け又はその賦払金に係る債権で次の各号に掲げるものを担保するために当該各号に定める者が受けるこれらの住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築等後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 ～四（略）

（電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除）

第八十四条の五 登記を受ける者が、平成二十年一月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定又は不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条の規定により電子情報処理組織を使用して次に掲げる登記の申請（建物の所有権の保存の登記の申請にあつては、当該建物の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）の申請がこれらの規定により電子情報処理組織を使用して行われたものに限る。次項において「登記の申請」という。）を行う場合における当該登記に係る登録免許税の額は、当該登記につき登録免許税法その他登録免許税に関する法令の規定（この項の規定を除く。）により計算した金額から当該金

の税率の軽減)

第七十四条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に住宅用家屋の新築（当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合における当該増築を含む。以下この条において同じ。）をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築又は取得（以下この条において「住宅用家屋の新築等」という。）をするための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われるとき又は対価の支払が賦払の方法により行われるときは、その貸付け又はその賦払金に係る債権で次の各号に掲げるものを担保するために当該各号に定める者が受けるこれらの住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築等後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 ～四（略）

（電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除）

第八十四条の五 登記を受ける者が、平成二十年一月一日から平成二十三年六月三十日までの間に、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定又は不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条の規定により電子情報処理組織を使用して次に掲げる登記の申請（建物の所有権の保存の登記の申請にあつては、当該建物の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）の申請がこれらの規定により電子情報処理組織を使用して行われたものに限る。）を行う場合における当該登記に係る登録免許税の額は、当該登記につき登録免許税法その他登録免許税に関する法令の規定（この条の規定を除く。）により計算した金額から当該金額に百分の十を乗じて算出した金額（当

額に百分の十を乗じて算出した金額（当該金額が<u>三千円</u>を超える場合には、<u>三千円</u>）を控除した額とする。 一・二 （略） ② <u>前項の場合において、平成二十四年三月三十一日までに登記の申請を行うときにおける同項の規定の適用については、同項の規定の適用については、同項中「三千円」とあるのは、「四千元」とする。</u>	該金額が<u>五千円</u>を超える場合には、<u>五千円</u>）を控除した額とする。 一・二 （略）
（不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例） 第九十一条 平成九年四月一日から<u>平成二十五年三月三十一日</u>までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名の欄 1 に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。）又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。 一～六 （略）	（不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例） 第九十一条 平成九年四月一日から<u>平成二十三年六月三十日</u>までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名の欄 1 に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。）又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。 一～六 （略）

※下線部分が改正部分。